

○財務省告示第百八十八号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件（平成十一年三月大蔵省告示第百号）の一部を次のように改正する。

令和四年七月五日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
〔一〕四 略	〔一〕四 同上
五 居住者が非居住者との間で行う役務取引であつて、ロシア連邦の政府その他の関係機関、ロシア連邦の法令に基づき設立された法人その他の団体、ロシア連邦以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のロシア連邦内の支店、出張所その他の事務所又はロシア連邦内に住所若しくは居所を有する自然人（本邦に滞在する者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項に規定する在留資格認定証明書（以下「在留資格認定証明書」という。）が交付されているものを除く。）に対し行う外國為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等（平成二十二年四月経済産業省告示第九十三号。以下「平成二十二年告示」という。）第二号の四イ又は口に掲げる取引（新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術（以下「公知の技術」という。）を提供する取引、プログラム（外国為替及び外國貿易法第二十五条第一項又は第六項の規定に基づく許可を受けたものに限る）の機能修正を行うためのプログラムを提供するものであつて、本邦及び平成二十二年告示別表第一に掲げる地域の法令に基づき設	五 居住者が非居住者との間で行う役務取引であつて、ロシア連邦の政府その他の関係機関、ロシア連邦の法令に基づき設立された法人その他の団体、ロシア連邦以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のロシア連邦内の支店、出張所その他の事務所又はロシア連邦内に住所若しくは居所を有する自然人（本邦に滞在する者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項に規定する在留資格認定証明書（以下「在留資格認定証明書」という。）が交付されているものを除く。）に対し行う外國為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等（平成二十二年四月経済産業省告示第九十三号。以下「平成二十二年告示」という。）第二号の四イ又は口に掲げる取引（新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術（以下「公知の技術」という。）を提供する取引、プログラム（外国為替及び外國貿易法第二十五条第一項又は第六項の規定に基づく許可を受けたものに限る）の機能修正を行うためのプログラムを提供するものであつて、本邦及び平成二十二年告示別表第一に掲げる地域の法令に基づき設
六 居住者が非居住者との間で行う役務取引であつて、輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦の団体として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦の団体を指定する件（令和四年三月外務省告示第八十二号）で定めるものをいう。）に對し行う技術（公知の技術を除く。）を提供する取引	六 居住者が非居住者との間で行う役務取引であつて、輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦の団体として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦の団体を指定する件（令和四年三月外務省告示第八十二号）で定めるものをいう。）に對し行う技術（公知の技術を除く。）を提供する取引
七 居住者が非居住者との間で行う役務取引であつて、ロシア連邦の政府その他の関係機関、ロシア連邦の法令に基づき設立された法人その他の団体又はロシア連邦内に住所若しくは居所を有する自然人に対し行う信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する信託業に係る労務又は便益の提供。ただし、外国為替及び外國貿易法第二十二条第一項の規定に基づく許可を受けたものに限る）の機能修正を行ったためのプログラムを提供する財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十九号）第二号の二に掲げる取引	七 居住者が非居住者との間で行う役務取引であつて、ロシア連邦の政府その他の関係機関、ロシア連邦の法令に基づき設立された法人その他の団体又はロシア連邦内に住所若しくは居所を有する自然人に対し行う信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する信託業に係る労務又は便益の提供。ただし、外国為替及び外國貿易法第二十二条第一項の規定に基づく許可を受けたものに限る）の機能修正を行ったためのプログラムを提供する財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十九号）第二号の二に掲げる取引

定に基づく許可を受けて提供したものに限る。）の機能修正を行うためのプログラムを提供するものであつて、本邦及び平成二十一年告示別表第二に掲げる地域の法令に基づき設立された法人その他の団体（以下「別表第一地域等設立法人等」という。）が単独又は共同で全額出資するロシア連邦内の法人その他の団体及び別表第二地域等設立法人等のロシア連邦内の支店、出張所その他の事務所に對し行うもの並びに次号に掲げるも

又は共同で全額出資するロシア連邦内の法人その他の団体及び別表第二地域等設立法人の事務所に対し行うもの並びに次号に掲げるも

のを除く。）

立された法人その他の団体（以下「別表第二地域等設立法人等」という。）が単独又は共同で全額出資するロシア連邦内の法人その他の団体及び別表第二地域等設立法人等のロシア連邦内の支店、出張所その他の事務所に對し行うもの並びに次号に掲げるも

に係るもの及びロシア連邦の法令に基づき設立された法人その他の団体のうち、次に掲げるいづれかの法人その他の団体に対し提供するものを除く。

イ 当該居住者により所有される法人その他の団体の株式の数又は出資の金額の当該法人その他の団体の発行済株式の総数又は出資の金額の総額に占める割合が百分の十以上である場合の当該法人その他の団体

ロ 当該居住者との間において役員の派遣、長期にわたる原材料の供給その他の外國為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）第二十三条第三項各号に掲げる永続的な関係がある法人その他の団体

八 居住者が非居住者との間で行う役務取引であつて、ロシア連邦の政府その他の機関又はロシア連邦の法令に基づき設立された法人その他の団体に対し行う次に掲げる業務に係る労務又は便益の提供。ただし、ロシア連邦の法令に基づき設立された法人その他の団体のうち、前号イ又はロに掲げるものを除く。

イ 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第二条第一項に規定する業務及び財務書類の調製、財務に関する調査又は立案、財務に関する相談対応その他財務に関する事務を行なう業務

ロ 統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成二十五年十月総務省告示第四百五号）に定める日本標準産業分類に掲げる細分類七二八一一経営コンサルタント業に係る業務のうち、専らマネジメントに関する診断、指導、教育訓練及び調査研究を行う業務

八

口 当該居住者との間において役員の派遣、長期にわたる原材料の供給その他の外國為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）第二十三条第三項各号に掲げる永続的な関係がある法人その他の団体

〔新設〕

九 居住者が非居住者との間で行う役務取引であつて、ペラルーシ共和国の政府その他の関係機関、ペラルーシ共和国の法令に基づき設立された法人その他の団体、ペラルーシ共和国以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のペラルーシ共和国の支店、出張所その他の事務所又はペラルーシ共和国内に住所若しくは居所を有する自然人（本邦に滞在する者であつて、在留資格認定証明書が交付されているものを除く。）に対し行う平成二十二年告示第二号の二イ又はロに掲げる取引（公知の技術を提供する取引、プログラム（外國為替及び外國貿易法第二十五条第一項又は第六項の規定に基づく許可を受けて提供したものに限る。）の機能修正を行なうためのプログラムを提供するものであつて、別表第二地域等設立法人等が単独又は共同で全額出資するベラルーシ共和国内の法人その他の団体及び別表第二地域等設立法人及び別表第二地域等設立法人等のペラルーシ共和国内の支店、出張所その他の事務所に対し行うもの並びに次号に掲げるものを除く。）

七 居住者が非居住者との間で行う役務取引であつて、ペラルーシ共和国の政府その他の関係機関、ペラルーシ共和国の法令に基づき設立された法人その他の団体、ペラルーシ共和国内に住所若しくは居所を有する自然人（本邦に滞在する者であつて、在留資格認定証明書が交付されているものを除く。）に対し行う平成二十二年告示第二号の二イ又はロに掲げる取引（プログラム（外國為替及び外國貿易法第二十五条第一項又は第六項の規定に基づく許可を受けて提供したものに限る。）の機能修正を行なうためのプログラムを提供するものであつて、別表第二地域等設立法人等が単独又は共同で全額出資するベラルーシ共和国内の法人その他の団体及び別表第二地域等設立法人等のペラルーシ共和国内の支店、出張所その他の事務所に対し行うもの並びに次号に掲げるものを除く。）

十

居住者が非居住者との間で行う役務取引であつて、輸出等に係る禁止措置の対象となるペラルーシ共和国の団体として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるペラルーシ共和国の団体を指定する件（令和四年三月外務省告示第百四号）で定めるものをいう。）に対し行う技術（公知の技術を除く。）を提供する取引

八

居住者が非居住者との間で行う役務取引であつて、輸出等に係る禁止措置の対象となるペラルーシ共和国の団体として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるペラルーシ共和国の団体を指定する件（令和四年三月外務省告示第百四号）で定めるものをいう。）に対し行う技術（公知の技術を除く。）を提供する取引

備考

表中の「」の記載は注記である。

この告示は、公布の日から適用する。ただし、第七号及び第八号の規定は、令和四年九月五日以後に開始される役務取引について適用する。

附則